平成31年第4回福岡県教育委員会会議(臨時会)会議録

日 時 平成31年2月28日(木) 開会14時00分 閉会14時22分

場 所 福岡県庁4階 教育委員会会議室

【議事等】

1 報告

(1) 教育費予算に対する意見の申出について (平成30年度2月補正予算)

2 議事

- ・第5号議案 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- ・第6号議案 平成30年度福岡県教育文化表彰について(追加分)

【内容】

1 出席者

教育長:城戸秀明

委 員:清家渉、久保田誠二、宮本美代子、前田惠理、木下比奈子

2 欠席者

なし

3 出席職員

副教育長 吉田法稔、教育監 長俊一、教育総務部長 辰田一郎、教育振興部長 木原茂、 総務企画課長 日高公徳、財務課長 石橋裕次、教職員課長 松永一雄、 施設課長 池松峰男、文化財保護課長 河口靖志、高校教育課長 田中直喜、 特別支援教育課長 井手優二、社会教育課長 谷本理佐 外

4 傍聴者等数

0名

5 議事録

【城戸教育長】

ただいまから第4回の教育委員会会議臨時会を開催いたします。

本日の案件につきましてはお手許に配付している資料のとおりでございます。

では、審議に入ります前に、非公開発議の有無を確認いたします。本日の案件の中で、 非公開で審議することが適当なものはございませんでしょうか。

<前田委員が挙手>

【前田委員】

はい。第6号議案は顕彰に関する案件であるため非公開とする発議をいたします。

【城戸教育長】

ただいま、前田委員から非公開の発議がありましたので採決をとりたいと思います。 非公開とすることに賛成の方は挙手願います。

< 全員が挙手>

【城戸教育長】

賛成全員でございます。よって、第6号議案につきましては非公開とします。 他に非公開で審議することが適当なものはございませんでしょうか。

< な し >

【城戸教育長】

ないようですので、以上で非公開発議の確認を終わります。

従いまして、本日の会議は、公開にて報告(1)及び第5号議案を審議した後、非公 開にて第6号議案を審議することといたします。

それでは、報告(1)「教育費予算に対する意見の申出について(平成30年度2月補正予算)」を石橋財務課長お願いします。

〇報告(1) 教育費予算に対する意見の申出について(平成30年度2月補正予算)

【石橋財務課長】

お手許の資料を御覧ください。教育費予算に対する意見の申出について、御報告を行うとともに承認をお願いするものでございます。

<石橋財務課長が資料に沿って説明>

【石橋財務課長】

説明は以上です。御承認のほどよろしくお願いいたします。

【城戸教育長】

説明は終わりましたので、御意見や御質問がございましたらお願いいたします。

< な し >

【城戸教育長】

特にないようですので、本案件に関しては承認します。

続きまして、第5号議案「教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則の制定 について」を松永教職員課長お願いします。

〇第5号議案 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則の制定について

【松永教職員課長】

第5号議案の教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則の制定について説明をさせていただきます。

<松永教職員課長が資料に沿って説明>

【松永教職員課長】

規則改正につきましての説明は以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

【城戸教育長】

説明は終わりました。御意見や御質問がございましたらお願いいたします。

【清家委員】

今回は一度教職に就いた人が上位の教育職員免許状を取得することに係る規則の改正であると思いますが、一方で、大学生等が教育職員免許状を取得する際の手続きを改正するということでもあるのですか。

【松永教職員課長】

教育職員免許法では、大学で教育職員免許状を取得するための仕組みや、その手続きについて定められています。一方、県の規則で定めているのは、短期大学卒業とともに取得する二種免許状を持つ者が、大学卒業とともに取得する一種免許状を取得する、あるいは隣接した校種の教育職員免許状を取得する際の手続きでございます。

【清家委員】

免許には臨時免許状と特別免許状があったかと思いますが、分かりやすく説明してください。

【松永教職員課長】

臨時免許状とは、学校において普通免許状を有する者を採用できない場合に、それと同様の能力を有すると認められた者に対して、臨時職員としての任用を前提として3年間の期限を設け交付するもので、交付した都道府県内でのみ有効となる免許状のことでございます。また、特別免許状については、外国語等の教科において、教育職員免許状は持っていなくても、非常に優れた資質能力を持っている者に対し、様々な審査をした上で交付する免許状です。特別免許状は通常の免許状と同様に10年間有効でございますが、交付した都道府県内でのみ有効でございます。

【清家委員】

昨年度、臨時免許状や特別免許状の交付実績はあるのですか。

【松永教職員課長】

臨時免許状は多くございます。特別免許状は、昨年度は家庭科で1件のみの交付でご ざいました。

【清家委員】

特別免許状は大学等を卒業していなくても交付することはできるのですか。

【松永教職員課長】

卒業していなくても交付は可能ですが、非常に厳格な要件がございます。

【城戸教育長】

今回の法律と省令の改正の意図についても説明してください。

【松永教職員課長】

法律では、「教科に関する科目」「教職に関する科目」「教科又は教職に関する科目」という3つの科目区分に基づいて必要な単位数を定めておりましたが、社会の変化により、科目区分ごとの履修を要する内容が変動しやすくなっており、法律を改正してその変動に対応させようとすると、国会で法律審議を経て可決する必要があることから、かなりの日数を要し、素早い対応が取れないということがございます。そこで、細かな点については文部科学省令に落とし込んで、文部科学大臣が定めるようにするということが今回の改正の趣旨でございます。社会の変化に柔軟に、かつ速やかに対応しようという狙いがございます。

【宮本委員】

現在、各大学において学科や学部の仕組みを様々に変えており、同じような科目でも 学校によって名称が異なるということがあると思われます。今回、3つの科目区分を一 括りにするということであれば、それぞれで何単位必要ということではなく、全体で何 単位必要ということになるのでしょうか。

【松永教職員課長】

教育職員免許法では総単位数ということで、例えば小学校であれば、59単位必要であるということが定められています。その内訳として、省令で新たな区分が定められ、その下にさらに科目が細分化していくというものでございます。

【宮本委員】

教員を目指す大学生等が単位を取得し、教育職員免許状の取得要件を満たしている かどうかを判断するのは大学ですか。それとも県なのですか。

【松永教職員課長】

単位を修得しているかどうかは大学が判断し、その履修単位をもって県に申請がな され、それを県がチェックするという形になっております。

【宮本委員】

教員採用試験における教員免許に係る受験資格はどのようになっているのですか。

【松永教職員課長】

教員採用試験を受験する年度の年度末までに教育職員免許状取得見込みである者でも受験することはできます。ただし、取得に至らなかった場合は採用されません。

【城戸教育長】

他にございませんでしょうか。

< な し >

【城戸教育長】

特にないようですので、本議案については可決します。

<公開での審議は以上となり、非公開審議へと移った>

(14:17)

〇第6号議案 平成30年度福岡県教育文化表彰について(追加分)

平成30年度福岡県教育文化表彰に係る受賞候補者の追加について、審議の結果、原 案どおり可決した。

(14:22)